

平成 29 年 8 月 25 日

専門医を目指す医学生・臨床研修医の皆様へ
平成 30 年度スタート予定の新しい専門医制度の開始に当たって

一般社団法人 日本専門医機構
理事長 吉村 博邦

1. 平成 30 年 4 月からの専門研修の開始について

わが国の「新しい専門医制度」については、地域医療への懸念等が示されたことから、その開始が遅れておりました。

このたび、厚生労働省により設置された「今後の医師養成の在り方と地域医療に関する検討会（本年 4 月設置）」等での議論を踏まえて、本機構の専門医制度に関わる「新整備指針」、「運用細則」、「補足説明」等の改定が終了したことを受けて、本年 8 月 4 日開催の機構理事会で、来年（平成 30 年）4 月から新しい専門医養成の研修をスタートすることを決定し、本年 10 月上旬から専攻医の一次登録を開始し、さらに、12 月中旬を目途に二次登録を行う運びとなりました。

医学生ならびに臨床研修医の皆様には、諸般の事情から、正式な制度開始の決定が遅くなりましたことを、心よりお詫び申し上げます。

2. 新しい専門医の仕組みの必要性について

わが国の専門医の養成については、長年にわたり、診療領域ごとの専門家集団である学会が中心となって運用がなされて来ました。しかし、各学会が自律的に独自の方針で専門医の仕組みを設けたため、診療領域ごとに専門医の認定基準が分かれ、統一がなされず、専門医の質の担保に懸念が示されて来ました。また、最近の医学医療の進歩に伴い細分化した多様な専門医が次々と誕生し、現在、機構が扱うことになっている専門医の数は 102 に及んでいます。

一方、わが国の卒後研修の現状をみると、卒後 2 年間の臨床研修制度（いわゆる初期研修）が必修化されています。これは、医師として基本的な診療能力を涵養することが目的であり、実際の現場で活躍するためには、その後の診療科ごとの領域別研修（後期専門研修）が不可欠であることは言うまでもありません。残念ながら、わが国にはこの最も重要とされる後期専門研修制度が統一

的な仕組みとして確立されていないのが現状で、初期研修を終えた後、十分な後期研修を受けないままの医師が増加しているのではないかとの指摘もあり、わが国の医療の質の担保について課題の一つになっています。

自由標榜制の下、先進国の中で統一的な後期専門研修の仕組みがないのは日本だけといっても過言ではありません。

少なくとも基本的な診療科（内科、外科、小児科、等々）については、医師として卒後3年間程度の専門研修を受けて欲しいというのは、全ての国民の願いであろうと思います。

日本専門医機構では、日本の高い医療レベルを確保し、国民にとって分かり易い専門医制度確立のために、機構と学会が連携して、第一に、各学会の専門医制度の標準化を図ること、また、乱立気味の多様な専門医制度を分かり易く整理し、先ず、基本19領域の専門医資格を取得した後に、その他のサブスペシヤルティ領域の専門医資格を取得する二段階制にすること、また、第二に、初期臨床研修に引き続く、統一的な後期専門研修制度を確立し、医療界としてオールジャパンの体制で、国民に対して説明責任の果たせるような質の高い専門医の育成と認定を行うことを目指して活動を行って参りました。

3. 新しい研修の仕組み

新しい専門研修の仕組みについては、「研修プログラム制」の採用と「施設群の形成」が基本となっています。

[「専門医の在り方に関する検討会」報告書（平成25年4月）参照](#)

(1) 研修プログラム制について

従来の専門医制度では、ほとんどの領域で「研修カリキュラム（いわゆる到達目標）」は定められていましたが、専門医育成のための年次ごとの「研修プログラム（研修のプロセス）」は定められていませんでした。

新しい仕組みでは、基本領域については、原則として3年程度で到達目標を達成できる研修プログラムを作成し、定められた指導医の下で、また、年次ごとに定められたプログラムに則って研修を行うこととしています。

グローバルに見ても、研修年限の定めのない専門研修の仕組みは先進国では皆無といっても過言ではありません。

勿論、期間内に目標の達成が出来ない場合には期間の延長は可能であり、また、研修の途中で、妊娠、出産、育児、介護、留学、病気等の合理的な理由あれば、各領域学会において研修カリキュラムによる研修を行うことも可能とし

ています。また、半年以内の研修中断は、プログラム内容が達成できれば、研修期間を延長することなく終了することが可能となっています。

研修プログラム制の採用は、一定の年限で統一的に質の高い専門医の育成を目指すのが大きな目的といえます。

(2) 研修施設群の形成について

従来の仕組みでは、各領域学会が定めた研修施設（基幹病院や連携病院など）に所属して自由に研修を行うことが出来ました。新しい仕組みでは、中核的な病院が基幹施設となり、地域の中小病院等が連携施設や関連施設となって病院群を形成し、研修プログラムの中でローテイト研修を行うこととなっています。中核的な病院での全般的な疾患の経験と、疾患のバリエーションに富む症例の豊富な地域の中小病院での経験を積むことによって、研修の質を担保しつつ地域医療への配慮を行う仕組みとなっています。

この仕組みは国民に対して説明できる質の高い専門医を育成するために医師が自ら自律的に取り組むべき仕組みと位置付けられているものです。大学のみ偏ることなく、各地の中核病院とともに地域の中小病院での研修を行い、幅広い領域でバランスよく研修が行われることを期待しています。

4. 専攻医の登録の手順等の概要について

最後に、来年からの研修開始にあたって、専攻医の登録の手順等について、注意点を含めて以下のとおり、現時点における概要をお知らせします。

今後、変更等があります。引き続き研修を希望する各基本領域学会のホームページ等を適宜ご参照下さい。

また、実際の登録にあたり、希望する領域の各研修プログラムを十分に確認し、予め、研修を希望する基幹施設の研修プログラム統括責任者と連絡を取るなど、混乱のないように登録を行うことをお勧めします。

(1) 来年度は、以下の基本 19 領域*についての研修スタートとなります。サブスペシャルティ領域については、今後引き続き検討する予定です。

*基本 19 領域

内科、外科、小児科、産婦人科、精神科、皮膚科、眼科、耳鼻咽喉科、

泌尿器科、整形外科、脳神経外科、形成外科、救急科、麻酔科、放射線科、リハビリテーション科、病理、臨床検査、総合診療。

(2) 来年度から新しい専門医の研修開始を予定している研修医の皆さんは、本年10月初旬(予定)から、希望するそれぞれの領域の「学会のホームページ」(総合診療専門医を除く)から、研修希望プログラムへの登録を行うこととなります。詳細は、研修を希望する領域学会のホームページを参照して下さい。

総合診療専門医については、機構で制度設計を行っており、機構のホームページ「総合診療専門医」からの登録となります。総合診療専門医のプログラムについても10月初旬予定の登録開始に間に合わせる予定です。

(3) 専攻医の登録システムについて、現在、最後の調整中ですが、当面は以下の方針となっています。今後、追加、変更等があり得ますのでご承知おき下さい。

① 各領域のホームページ上の登録画面から、専攻医の登録希望を行い、IDとパスワードの送付を受ける。これを用いて、その後の登録(希望する研修プログラムへの登録)を行うこととなります。

② 同時に複数領域の登録は出来ないシステムとなっています。領域を変更するときは、一旦、その領域の登録を削除し、新ためて、他領域の新しいIDとパスワードの取得が必要となります。登録期間中は、領域、施設とも自由に登録の変更が可能です。

③ 都市部(東京、神奈川、愛知、大阪、福岡)では、過去5年間の後期研修医の採用実績の平均値を目途に応募定員が設定されますのでご注意ください。ただし、医師が減少傾向にある、外科、産婦人科、および、希望者の少ない、病理、リハビリテーション科を除きます。詳しくは各領域にご相談下さい(領域によって多少異なる場合があります)。

④ 各領域とも、研修プログラムごとの定員は、原則として、指導医1名に対し専攻医3名(3年間)が上限となっています。領域で異なる場合がありますので、各領域のホームページを随時参照して下さい。

⑤ その他

研修プログラムの閲覧については、すでに、領域毎に全国の各施設からの申請がほぼ終了しています(総合診療専門医は8月下旬まで)。また、各領域で一次審査が終了した研修プログラムについては、各領域学会のホームページから一覧を参照することが可能です。

プログラムについては、今後、都道府県協議会での協議および機構での二次

審査等を経て最終決定されます。その結果、若干の変更がありえることをご承知おき下さい。

研修プログラムの二次審査が終了後、前述のとおり、10月初旬（予定）から、各領域のホームページ上で、専攻医の研修プログラムへの一次登録が可能となる予定です。11月中旬を目途に一次登録終了。12月上旬までに採否の決定。その後、12月上旬（予定）から来年1月上旬までの予定で二次登録。二次登録終了後も、研修先の決まらない希望者は、引き続き空席のある各領域の基幹施設と連絡をとり、研修プログラムへの登録を可能とする予定です。

5. おわりに

来年から開始される新しい専門医の仕組みについては、プログラム制の導入などこれまでにない新しい仕組みであり、機構としては、来年当初を目途に専攻医がどの診療科のどのプログラムに所属することになるのかの概要が明らかになった時点で、新たな専門医制度が地域医療にどのような影響を与えているかなどについて学会ごとに報告を頂き、万が一、新たな専門医制度によって地域医療への影響や専門研修レベルについて改善する必要がある場合には、混乱をできる限り避けつつ、必要に応じて、応募状況等の調整を行うことを考えています。

以上、新たな専門医制度が、わが国の現在の高い医療レベルの確保と発展に寄与し、また、地域の患者の方々にとって最良の医療が提供される体制の構築を目指す所存ですので、ご協力のほど宜しくお願い致します。

以上

参考

専門医の定義、仕組みの概要、その必要性などについては、日本専門医機構のホームページ上の「重要なお知らせ」の中から[「新専門医制度の概要とQ&A」](#)をご参照下さい。

また、詳しくは、[「専門医制度新整備指針」](#)、[「運用細則」](#)、[「補足説明」](#)をご参照下さい。